

運 営 規 程

(プ ラ ン タ ン Ⅲ)

(事業の目的)

第1条 有限会社環境設備が開設するグループホーム プランタンⅢ（以下「プランタンⅢ」という。）が行う認知症対応型共同生活介護事業（以下「事業」という。）の適正な運営を図るため、管理運営に関する事項を定め、要介護状態にある高齢者に快適なサービスを提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 プランタンⅢの従事者は、認知症要介護者の心身の特性を踏まえて、総合的に日常生活動作の維持や回復を図るとともに、生活の質の確保と向上を重視した集団生活が継続できるように、入居者を支援する。

また、事業の実施にあたっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスと綿密な連携を図り、良好な総合的サービスの提供に努める。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所等は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 グループホーム プランタン Ⅲ
- (2) 所在地 旭川市9条通16丁目24番地

(職員及び職務内容)

第4条 プランタンⅢに勤務する職員の職種・人数・職務の内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者……………ユニット毎に 1名（計画作成担当者と兼務できる）
管理者は、介護従事者の管理、入居希望者の入居にかかわる調整及び、事業所の運営管理と職員の指揮監督にあたる。
- (2) 計画作成担当者……………ユニット毎に 1名（管理者と兼務できる）
計画作成担当者は、入居者の心身の状況に応じ、入居者に合った介護計画を作成し、日常生活をプランニングするとともに介護従事者を指導する。
- (3) フロアマネージャー……………ユニット毎に 1名
命ぜられたユニットの介護業務の実務の責任者とし、あわせて、国保連への保険請求事務、交替勤務表の作成及び経理事務の補助をする。
- (4) 介護従事者……………ユニット毎に 6名（夜間は夜勤者1名）
介護従事者は、入居者の生活全般の介助・支援・相談を行い、それらに付随するあらゆる業務を行う。

(入居定員)

第5条 プランタンⅢの入居定員は、次のとおりとする。

- (1)ユニット毎に9名（2ユニットで18名）とする。

(事業の内容)

第6条 事業の内容は、認知症の複数の要介護者に小集団の生活の場を提供し、日常生活に社会的な役割を与えながら、日常動作や体幹機能の訓練等を行うこととする。

(介護報酬・利用料等)

第7条 入居者が負担する介護報酬及び利用料等は、次のとおりとする。

(1) 介護報酬

入居者が負担する介護報酬の額は、介護保険法の規定による介護報酬の1割または2割または3割相当額とする。

(2) 利用料

入居者が負担する利用料の額は次のとおりとし、利用者に説明し支払に同意する旨を利用契約書により承諾を受けるものとする。また、月の途中で入居する場合は、1日あたりの単価で日割計算する。

ア 食材費・・・1か月(※30日の場合) 45,000円

※31日の場合 46,500円 28日の場合 42,000円

1日あたり単価 1,500円

イ 家賃・・・・・・・・・・・・1か月 28,000円

1日あたり単価 933円

ウ 水道光熱費・・・・・・・・1か月 12,000円

1日あたり単価 400円

エ 冬季加算・・・・・・・・・・・・1か月 10,000円 10月～4月の間

1日当たりの単価 333円

上記の金額は、介護保険の報酬以外のもので自己負担となります。尚、月の途中の入居に対しては日割り計算となります。

また、月途中の退去・入院・外泊等により不在の場合は、食事代のみを日割り計算により返戻します。これ以外の返金はありません。

(入居及び入居の際の必要事項)

第8条 入居の際の必要事項は、次のとおりとする。

(1) 入居希望者は、入居申込書により、必要書類を添えて事業所に申しこむ。

(2) 面接・身上調査は、入居者本人及び身元引受人との面談により行うものとし、調査は、生活状況・家庭内状況・健康状況・経済状況について行う。

(3) 前号の調査等を経た後、入居を認めた方に入居承認通知書を送り承認する。また、不相当と認めた方、又は空室がないときは入居不承認の通知をする。

(4) 入居の承認を得た方は、次の書類を提出し、詳細について説明を受ける。

ア 利用契約書

イ 誓約書

ウ 身元引受書

エ 健康診断書

オ その他管理者が必要と認めた書類

(5) 身元引受人は、原則として旭川市及び近郊に居住し独立の生計を営む者とする。ただし、未成年でない者とする。

2 身元引受人は、身元引受書を提出するとともに、入居者の通院・入院、退去、その他不測の事態が生じたときには適切な方法を講ずるなど、入居者とともに連帯してその責任を負う。

(利用契約の解除)

第9条 利用契約の解約は、次のような場合とする。

(1) 利用者から、退去届が提出されたとき。

(2) 正当な理由なく、利用料その他、支払うべき費用を1か月以上滞納したとき

- (3) 入居者の病状が悪化し、事業所での生活に著しく支障があると認められ、医師の診断により1か月以上入院が必要となったとき。
- (4) 入居時に、虚偽の届出をして入居したとき。
- (5) 事業所での生活が不相当と認められたとき
- (6) 他の介護老人福祉施設・介護老人保健施設へ入所することとなったとき
- (7) 利用者が死亡したとき

(緊急時の対応)

第10条 介護従事者等は、入居者の病状に急変その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡するなどの措置をするとともに、管理者に報告しその指示に従う。

(非常災害時対策)

第11条 介護従事者等は、非常災害が発生したとき、ただちに管理者に報告し指示を受けるとともに、公共機関及び医療機関等との連携を密にして、入居者の安全確保に努める。

(研修)

第12条 事業所は、介護サービスの質的向上を図るため、次により、職員に研修の機会を設ける。

- (1) 採用時研修
- (2) 採用後3か月研修
- (3) 随時研修

(秘密の保持)

第13条 介護従事者等は、職務上知りえた入居者及び家族の秘密を他に漏らすことはない。

2 前項の秘密保持のため、従業員在職のとき及び従業員でなくなった後も秘密の保持を担保させるため、誓約書を採用時に提出させる。

(入居者の便宜支援)

第14条 管理者又は施設長は、入居者及び身元引受人から依頼され、やむを得ないと認められるときは、入居者及び身元引受人に代わって指定された用事を代行する。

2 第1項の用事の代行は、事務代行依頼書及び保管依頼書により依頼された事項のみとする。

3 前項の依頼を引き受けるに当たっては、念のため身元引受人から念書を徴する。

4 第2項の依頼をされ第3項の念書が徴され、便宜支援を引き受けたときは、保管・管理金品の受領書を身元引受人（身元引受人がいない場合は入居者本人）あて交付する。

(その他)

第15条 この規程に定めるもののほか、運営に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

(規程の改廃)

第16条 この規程の改廃は、役員会の議を経て、代表取締役が行う

(高齢者虐待防止に関する事項)

第 17 条 事業所は、虐待の発生又は再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に関催するとともに、その結果について当該事業所従業者等に周知徹底等を図る。
- (2) 虐待防止のための指針を整備する。
- (3) 当該事業所従業者等に対し、虐待の防止のための研修を定期的を実施する。
- (4) 前 3 号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に擁護するもの）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

附 則

- 1 この規程は、平成 16 年 1 月 15 日から施行する。
- 2 この規程は、平成 17 年 9 月 15 日から施行する。
- 3 この規程は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。
- 4 この規程は、平成 20 年 1 月 1 日から施行する。〈第 7 条-2 利用料改定〉
- 5 この規程は、平成 20 年 10 月 1 日から施行する。〈第 7 条-2 利用料改定〉
- 6 この規程は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。〈第 7 条-2 利用料改定〉
- 7 この規定は、平成 24 年 5 月 1 日から施行する。〈第 7 条-2 利用料改定〉
- 8 この規定は、平成 27 年 8 月 1 日から施行する。〈第 7 条-1 介護報酬 2 割負担の追加〉
〈第 7 条-2 イ 1 日当たりの単価修正〉
- 9 この規定は、令和元年 6 月 1 日から施行する。〈第 7 条-1 介護報酬 3 割負担追加〉
〈第 7 条-2 イ 家賃改定〉
〈第 7 条-2 オ 冬季加算新設〉
- 10 この規定は 令和 4 年 8 月 1 日から施行する。〈第 7 条-2 ア 食材費改定〉
- 11 この規定は令和 5 年 5 月 1 日から施行する。〈第 7 条-2 ウ 水道光熱費・工冬季加算 改定〉
- 12 この規定は令和 5 年 10 月 1 日 一部改定 (第 17 条新設)
- 14 この規定は令和 7 年 1 月 1 日から施行する 〈第 7 条-2 ア 食材費 ウ 水道光熱費 改定〉
- 15 この規定は令和 7 年 6 月 11 日 一部改定 (第 17 条条文内容変更)
- 16 この規定は令和 8 年 2 月 1 日から施行する。〈第 7 条-2 イ 家賃 ウ 水道光熱費・工冬季加算 改定〉